

第25回期 第2回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和5年8月18日(金) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員9人・推進委員10人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則

推 進 委 員	(箕 輪 ・ 袖 山)	関根	盛雄
同	(中 根 松)	会田	信二
同	(大 草)	斎藤	良文
同	(小 貫 ・ 太 田 輪)	薄井	常義
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	須藤	寿行
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	鈴木	政吉
同	(山 白 石)	我妻	伸司
同	(同)	岡田	勇弥
同	(浅 川 ・ 滝 輪)	緑川	孝雄
同	(東 大 畑 ・ 畑 田)	小室	一男

4 欠席委員(委員1名)

委 員	4番	藤田	保幸
-----	----	----	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 鈴木 勇太

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは、ただいまから第2回浅川町農業委員会総会の開催いたします。</p> <p>本日は農業委員会総会に招集いたしましたところ、お忙しい中また、このようなお暑い中ご参集いただき大変ありがとうございます。お盆も終わり浅川の花火も盛會に終わり、心配いたしました台風7号は西日本の方では大変な被害がありました。こちらの方では特に被害もなく雨が多少降るのみでありました。稲の穂も出揃い、いよいよ稲の収穫時期に入ります。台風シーズンはこれからです。十分な注意が必要かなと思います。今後も災害がないことを祈っております。さて、先月の20日に農業委員の方の任命書交付、また、農地利用最適化推進委員の方には委嘱状が手渡され、我々、農業委員会の活動が始まりました。私の方では先月の25日に石川5町村で構成していおります、農業委員会連合会の臨時総会が開催されて出席してまいりました。そこでは役員への任命が行われまして、連合会の会長には古殿町の会長であります水野さん、副会長には平田村の会長の村上さんと石川町の会長の根本さん、私と玉川村の会長の車田さんは幹事となりましたことをこの場をお借りしましてご報告いたします。また、先週の8月9日には農業委員会の研修会がありました。皆様にはお忙しい中、またこの暑い中ご出席いただきましてありがとうございました。農地法や農地基盤法などについて説明がありましたが、皆さん焦らずに徐々に理解していただければと思います。いずれも私たちは農家の代表でありまして、浅川町の農業の発展と浅川町の農地を守るため精いっぱい活動していただければと考えております。皆様のさらなるご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総会ですが、議案事項が2件あります。地区担当の推進委員の方には現地調査等大変ご苦労様でした。本日はそれに対する採決を農業委員で行われるわけでありまして、透明性のある公平な判断を基に採決をしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。少し長くなりましたが、以上で挨拶とさせていただきます。</p> <p>なお、総会開催にあたり上着を着用していただきましたが、本日は暑いため上着を脱いでいただいても構いませんので、各自で判断してください。</p>
会長	<p>本日の農業委員の出席は10名中9名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第2回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は10名中10名です。</p>
会長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p>

	(「異議なし」の声)
会 長	<p>異議なしと認め、3番、須藤孝夫委員、4番、富永勉委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の鈴木主事を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	【議案朗読】
会 長	議案第2号について、浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の調査報告および意見を求めます。
緑川委員	<p>浅川・滝輪地区担当の緑川です。議案第2号農地法第3条①について調査の結果報告並びに意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人 ** ****さん、譲受人 ** ****さん、以下記載のとおりです。8月10日午前9時より、私と地区副担当であります、酒井委員、小針委員、及び譲渡人、譲受人立ち合いの元、現地にて調査してまいりました。申請の理由として、**さんは当該水田を**さんに稲作をお願いしていましたが、主な農機具がなく、息子さんも耕作の意思がないことから、長年耕作してもらっている**さんに売却し、引き続き水田として耕作してもらいたいということでした。</p> <p>農地法第3条第2項の1号から6号までなんら問題なく、許可相当と認められるものと見てきましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>それでは補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である****さんについては、令和5年2月に農業経営改善計画の認定を受け、町の認定農業者となっております。水稻及び肉用牛を主としており、今回の売買する農地についても水稻として利用したいとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第2号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第2号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会長	<p>議案第3号①について、浅川・滝輪地区推進委員、緑川孝雄委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
緑川委員	<p>浅川・滝輪地区担当の緑川です。</p> <p>農地法第5条①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人 ** ****さん、譲受人 ** ****さん、以下記載のとおりです。8月10日午前9時半より、地区副担当の酒井委員、小針委員、及び譲渡人・譲受人代理人 **** さん、工事現場監督者立ち合いの元、現地にて調査をしてまいりました。申請の水田については、相当な年数の減反し、まったく耕作はしていないとのことです。この度の浅川中学校校舎新設工事に伴い、基礎工事等が出る土砂を工事現場から一番至近距離にある土地に仮置きしたいので一時転用を申請したとのことです。なお、土砂の仮置きにつきましては、土地の全周1.5メートル程度離し、かつ、1メートル以内に積み上げ転圧し、舞い上がりや流出には十分配慮するということでした。また、仮置きした土砂は工事期間中に再び工事現場に入れ戻し、使用後の土地を現状復旧し、返却するとのことです。</p> <p>調査事項である一般基準である申請目的、実現性の確実性に関する項目、及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目について該当する項目はなく、今回の一時転用についてはなんら問題と見てきましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準につきましては、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が50m以内の間隔で50戸以上連坦している市街地内にある農地ということで農地転用基準の3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、浅川町立浅川中学校校舎新築工事の基礎工事の際に発生する工事残土を一時保管するための工事残土</p>

	<p>仮置き場としての用地であり適当であると思われます。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、町発注の工事であり問題ないものと思われます。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、許認可を要するものではないため該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが事業計画から見て適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが工事残土仮置き場が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農業残土仮置き場の周囲に余裕幅を確保し、残土を積み上げる高さも1m程度であるため、農業用排水施設及び周辺農地に問題はないものと思われます。</p> <p>最後に、本申請は一時転用でありまして、一時転用の場合、転用期間終了後に確実に農地に戻されると認められない場合は許可しないことになっておりますが、残土は既設校舎の取壊しの際の埋め戻しに利用し、転用期間終了後は農地に復元するという農地復元計画書が申請書に添付されており問題ないものと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第3号①について、質疑ございませんか。</p>
<p>富永委員</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>1点質問させていただきます。 この申請地の地目については田となっておりますけれども間違いはないのでしょうか。地目が田で、現況も田ということは作付けもしているということでしょうか。</p>
<p>鈴木主事</p>	<p>説明いたします。 こちらの農地は先ほどの緑川委員の調査結果の報告にもあり、長年耕作はしていないということなのですが、農地台帳場の土地の登記地目及び現況地目については田ということで確認し間違いありません。</p>

富永委員	<p>それでは、登記地目を確認し間違いないということですね。</p> <p>であれば、返却する際は田として戻すということでしょうか。それは所有者がそうしてほしいといったということでしょうか。</p>
鈴木主事	<p>こちらは登記地目及び現況地目は田であるのですが、先ほど説明しましたとおり、長年耕作していない土地でありますので、耕作できるような状態にして戻すということではなく、あくまでも現状に戻して返却するということです。</p>
事務局長	<p>現状が田んぼになっていないのではないかと質問がありましたが、あくまでも登記上の地目と農地台帳上の地目でお話いたします。現状、休耕になっていて実際は耕作されていないものにつきましても、農地台帳、登記では農地となっておりますので、農地転用などの際にはその地目でお話しさせていただきますの、現状が田んぼになっていないからといって田んぼではない、ということではございませんのでご了承いただきたいと思います。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、採決いたします。</p> <p>議案第3号①について、許可相当と意見決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします</p> <p>(挙手全員)</p>
会長	<p>全員賛成ですので、議案第3号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。(1)浅川町農地パトロール(有効利用調査)実施要領(案)について、事務局より説明求めます。</p>
事務局長	<p>浅川町農地パトロール(有効利用調査)実施要領(案)について説明いたします。</p> <p>先月の業務説明会時にも若干の説明をさせていただきましたが、農業委員会の法令業務である農地パトロール、国の農地法の運用通知により8月に実施することとされております。</p> <p>また、農地法第32条で規定された利用意向調査については、利用状況調査の結果を整理したのち、10月末を目途に発出し、11月末までを回答期限として実施することとされております。利用状況調査の実施は、実施要領を総会の決定により策定した上で行うこととされているため今回提出させていただきましたものです。内容につきましては、県および福島県農業会議から示されたひな形を基に作成しており、例年作成しているものとほぼ同様となっております。</p> <p>なお、調査の日程等の詳細と具体的な方法については、総会終了後、書記より説明をさせます。説明は以上となります。</p>

会 長	<p>事務局より説明が終わりましたが、実施要領（案）について農業委員及び推進委員の皆さんからご意見等ございますか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
会 長	<p>意見等がないようですので、それでは実施要領については案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、（２）農業者年金加入推進部長について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは説明します。</p> <p>1枚の紙で、農業者年金加入推進部長の推薦と活動計画についてという、令和5年5月1日の文書をお手元に配布してあります。農業者年金加入推進につきましては、農業委員さんおよび最適化推進委員の方の両方に推進活動を行っていただくこととなりますが、加入推進部長という人を各農業委員会で1名選出するよう依頼がきております。この文書にも書いてありますように、5月31日までに提出してくださいということですが、前回は鈴木勝志前委員を推薦しておりましたが、委員改選があり新たに加入推進部長を決定しなくてはなりません。これにつきましては、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんのいずれでも結構でございます。それから、通常の報酬とは別に活動時間により、この表のような報酬が支払われるようになっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局より説明が終わりましたが、どのような方法で選出いたしますか。</p> <p>（「会長一任」の声）</p>
会長	<p>はい。ただいま、会長一任という提案がありましたが、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
会長	<p>それでは、農業者年金加入推進部長に1番の兼子泰彦委員を指名いたします。ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
会長	<p>異議なしと認め、農業者年金加入推進部長に兼子泰彦委員を決定いたしました。</p> <p>本日の議案の審議及び協議事項はすべて終了いたしました。皆さんからその他何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>

事務局長	<p>はい。連絡事項を申し上げます。</p> <p>まず次回総会ですが9月14日木曜日午後1時30分を予定しております。その際に稲作作況調査を行います。議案審議の後に現地に行くこととなります。作業着、長靴、帽子等を持参していただきたいと思います。調査後は戻りまして作況状況を報告していただくこととなります。</p>
小松主事	<p>それでは、以上を持ちまして第2回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)